

小松市文化財保存活用地域計画の認定について

○要 旨

令和7年7月18日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、本市が申請した「小松市文化財保存活用地域計画」を認定する旨の答申がなされ、同日付で本計画が文化庁長官より認定されました。石川県内では3番目の認定になります。

今後は、本計画に基づき、市民団体、文化財所有者、専門家等と連携しながら、小松の歴史文化の特徴を活かした市内の歴史文化遺産の総合的かつ一体的な保存・活用を進めていきます。

○概 要

1. 名 称：小松市文化財保存活用地域計画
2. 内 容：「文化財保存活用地域計画」とは、平成30年度の「文化財保護法」改正以降、制度化されたもので、市町村における文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画であり、文化財行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと、具体的な事業計画を示すアクションプランの両方の役割を担うものです。
本計画は、令和4年度に策定協議会を立ち上げ、3カ年かけて、地域への聞き取り調査やワークショップを開催し、市民団体、文化財所有者、専門家など多くの方の意見を集めながら作成を行ったものです。
3. 特 徴：『ものづくりと交流の物語をつむぐまち・小松』～歴史文化を知り、活かし、守りつなぐ、地域と人々が輝くまちづくり～」を目指すべき将来像として、本市域全体の歴史文化遺産の保存・活用に関する取組を設定したほか、6つの小松の歴史文化の特徴を関連歴史文化遺産群として設定し、総合的かつ一体的に歴史文化遺産の保存・活用に取り組むものです。
また、本計画では、市街地から離れた農山村エリアに該当する西尾地区及び那谷地区の2地区を歴史文化遺産保存活用区域として設定しています。

○計画の配布

計画の概要版は、以下の小松市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1016/bunka_rekishi/14635.html

お問い合わせ先

小松市国際文化交流部文化振興課 電話：0761-24-8130